

高砂市省エネ家電買替促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における電気使用量を節減し、電気代の負担軽減を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減に資するため、省エネ家電(一定以上の省エネルギー性能を有する家庭用電気機械器具をいう。以下同じ。)への買替えを行う市民に対し、予算の範囲内において高砂市省エネ家電買替促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条第1項及び第2項の規定による申請をした日において高砂市内に住所を有する個人
- (2) 高砂市税を滞納していない者
- (3) 転売以外の目的で省エネ家電を購入した者
- (4) 本人又は本人と同一世帯員に属する者が、過去に補助金の交付を受けていない者(第10条の規定により補助金を返還した者を除く。)
- (5) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有していない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次条に規定する省エネ家電の買替えに要する経費のうち、当該省エネ家電の購入費から次に掲げる額を除いたものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (2) リサイクル処理に係る費用の額
- (3) 省エネ家電の設置に要する費用、当該設置に必要な部品及び附帯設備等の費用並びに運搬料
- (4) 省エネ家電に係る保証料
- (5) クーポン券、ポイント利用等により割引がされた額

(補助対象家電)

第4条 補助金の交付の対象となる省エネ家電(以下「補助対象家電」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する省エネ家電を購入するものであること。
ア 次の(ア)及び(イ)の要件を満たすエアコンであること。

(ア) 経済産業省の定める省エネルギー基準達成率(以下「省エネ基準達成率」という。)が100パーセント以上(目標年度2027年度)であり、かつ、住宅に固定して設置するものであること。

(イ) 既存の製品(2019年以前に製造されたものに限る。)からの買替えであること。

イ 次の(ア)及び(イ)の要件を満たす冷蔵庫であること。

(ア) 省エネ基準達成率が100パーセント以上(目標年度2021年度)のものであること。

(イ) 既存の製品(2019年以前に製造されたものに限る。)からの買替えであること。

ウ 次の(ア)及び(イ)の要件を満たすLED照明器具であること。

(ア) 省エネ基準達成率が100パーセント以上(目標年度2020年度)のものであること。

(イ) 既存の製品(LED照明器具を除く。)からの買替えであること。

(2) 令和7年5月1日から同年8月29日までの期間に、兵庫県内の販売店から自ら購入し、かつ、自ら居住する高砂市内の住宅(併用住宅については、住宅部分に限る。)に設置するものであること。

(3) 新品(未使用)の製品であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条の規定により算定した補助対象経費に5分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、当該額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 高砂市内の販売店で省エネ家電を購入した場合 40,000円

(2) 兵庫県内(高砂市内を除く。)の販売店で省エネ家電を購入した場合 30,000円

2 前項の規定により算出した補助金の額が当該年度の予算で措置できない場合は、予算の範囲内で当該額を減額できるものとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、高砂市省エネ家電買替促進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和7年8月29日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 省エネ家電の購入に係る領収書等の写して、次に掲げる事項が全て記載されているもの

ア 購入日

イ 購入店名

ウ 購入製品名又は型番

エ 購入費用(支払明細が記載されているなど補助対象経費を確認できるものに限る。)

(2) メーカーが発行した補助対象家電の製造番号等が分かる保証書の写し

(3) 家電リサイクル券の排出者控の写し(エアコン又は冷蔵庫を買い替えた場合に限る。)

(4) 買替え前の製品の製造年が分かる写真又は書類の写し(エアコン又は冷蔵庫を買い替え

た場合に限る。)

(5) 設置前後の写真(LED照明器具を買い替えた場合に限る。)

(6) 補助対象家電の省エネ基準達成率が100パーセント以上のものであることが分かる書類

(7) 世帯全員の住民票の写し(申請の日前3か月以内に発行されたものに限る。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する手続に代え、市長が別に指定する方法(電子申請)により、申請をすることができる。
- 3 前2項の規定による申請は、先着順に受付する。この場合において、着順が判明しないときは、補助金の交付の事務に関係のない職員による抽選によりこれを決定するものとする。
- 4 市長は、申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、第1項及び第2項の規定による申請の受付を停止するものとする。

(補助金の交付決定)

- 第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容について審査を行い、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、その旨を高砂市省エネ家電買替促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たって必要があると認めるときは、条件を付けることができる。
 - 3 市長は、補助金を交付しないことに決定したときは、速やかに、高砂市省エネ家電買替促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。
 - 4 市長は、補助金の交付事務に必要な事項について、申請者の同意を得た上で、市税の完納状況の確認をすることができる。

(補助金の交付)

- 第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた申請者に対し、第5条の規定により算定した額の補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた申請者(以下「被交付者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
- (1) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) その他市長が補助金の交付の決定の取消しの必要を認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、被交付者に対し、速やかに高砂市省エネ家電買替促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、その旨を通

知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、被交付者に対し、期限を定めて当該補助金を返還させることができる。

（財産処分の制限）

第11条 被交付者は、補助金に係る省エネ家電について、これを取得した日から6年を経過するまでの間に、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、あらかじめ市長に対し、高砂市省エネ家電買替推進事業補助金財産処分届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、高砂市省エネ家電買替促進事業補助金財産処分承認通知書（様式第6号）により、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

（協力の要請）

第12条 市長は、被交付者に対し、市が実施する省エネルギー及び節電に関する調査への協力を求めることができる。

2 被交付者は、市長から前項の調査への協力を求められた場合は、これに協力しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年7月2日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条から第12条までの規定は、令和13年8月29日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。